令和8年度 放課後児童会入会案内

柏原市では、柏原市立小学校に就学し、保護者が就労等により昼間家庭にいない状況の児童を対象に、当該小学校で 放課後児童会を運営しています。

(1) 入会基準(要件)

柏原市立小学校に在籍する児童($1\sim6$ 年生)の保護者が次のいずれかの事由に該当し、**昼間に児童を保育できない** 状態が3か月以上継続すること。なお、**夏休み等の長期休業期間中のみの利用**など、短期間(3か月未満)の入会申請 につきましては、**放課後児童会ごとの運営状況により、受付できない場合があります。**

- ① **15 時以降まで**(通勤時間を含む) **就労**している日が、**通会曜日の間で、月に 15 日以上ある**場合 ※ 在宅勤務などの家庭にいながら保育が困難な場合を含む。
 - ※ 育児休業中の場合は該当しません。復職(予定)日からの入会が可能です。
- ② 障害、長期入院又は疾病により、児童を監護することが困難な場合
- ③ 同居の家族を常時介護又は看護している場合
- ④ 求職活動を行っている場合
- ⑤ **就学中**(職業訓練校などにおける職業訓練を含む)である場合
- ⑥ 出産前後(産前6週の属する月の初日から産後8週の属する月の末日)である場合

(2) 開会期間、開会時間および休会日

① 開会期間 令和8年4月2日 ~ 令和9年3月31日

 ② 開会時間
 月曜日~金曜日
 授業終了後~17 時まで

土曜日、学校休業日(夏休みなど) 8時~17時まで

※ 11月・12月は16時45分までの開会となります。

※ 18 時 30 分までの延長利用 (1日 150 円) が可能です。詳細は、(4)「延長利用について」

③ 休 会 日 日・祝日、4月1日(準備日)、お盆(8月11日~16日)、年末年始(12月29日~1月3日)、 学校行事がある土曜日(体育大会、参観日)、その他(気象警報の発令時、学級閉鎖など)

(3) 負担金や諸費用

(1) 負担金

通会区分	負担金	多子軽減
月曜日~金曜日まで通会	1 人あたり月額 5,000 円	同一世帯で2人以上の児童が入会する場合、
月曜日~土曜日まで通会	1人あたり月額 6,000円	2人目以降は半額。

- ア その月に1日でも在籍している場合は、出欠に関わらず、その月の負担金を全額納付する必要があります。
- イ 通会区分を変更する場合は、「変更届出書」を提出してください。届出翌月から適用となります。
- ウ <u>退会する場合及び入会基準に該当しなくなった場合</u>は、「退会届出書」を提出してください。月途中で退会 してもその月の負担金を全額納付する必要があるので、必ず退会希望月の末日までに提出してください。
- **エ 負担金を滞納したときは、条例に基づき、出席停止・入会許可の取り消しをすることがあります。**
- ② 負担金の納期限及び支払方法

納期限:毎月末日(12月のみ25日、その日が土・日・祝日の場合は翌営業日)

支払方法:**口座振替での納付**

「口座振替依頼書」を指定金融機関に提出後、依頼書が金融機関から市役所に届いた月の翌月分から口座振替開始となります(口座振替が可能となるまでは納付書での納付となります)。

③ 諸費用

スポーツ安全保険掛金 (年間1,000 円を児童会で支払い)、おやつ代 (保護者会管理) 等の実費徴収があります。

スポーツ安全保険とは、児童会活動中や帰宅経路上 (塾へ寄ってから帰宅するなどの通学路を通っていない時の事故は補償対象外)で事故にあった場合などに、入院・通院1日目から補償される傷害保険です。

(4) 延長利用について

放課後児童会の利用時間は、通常 17 時(11 月・12 月は 16 時 45 分)までですが、延長利用を申請することにより、最長 18 時 30 分まで利用することができます。

申請方法	入会申請時に入会申請書の「延長利用希望」欄の「希望する」にチェックを入れ、主に送		
	迎する人の氏名と続柄を記入して、提出してください。		
	※ 「希望する」にチェックが入っていても、実際に利用されないかぎり、延長保育負担		
	金は発生しません(実績払い)。		
	※ 入会途中で延長利用が必要になった場合は、「放課後児童会申請事項変更届出書」を		
	放課後児童会に提出してください。		
延長保育負担金	児童1人につき1日あたり150円(きょうだい通会による多子軽減はありません)		
支払方法	毎月末に利用状況を集計し、翌月にその月の負担金とあわせて請求します。		
留意事項	延長利用される場合は、 必ず保護者等のお迎えが必要 となります。		
	※ 18 時 30 分までにお迎えがない場合は、延長利用ができなくなることがあります。		
	【延長利用しない児童】		
	学校終了 17:00(11 月・12 月は 16:45)		
	学校 放課後児童会 児童だけで一斉下校		
	【延長利用する児童】		
	学校終了 17:00(11 月・12 月は 16:45) 18:30		
	学校 放課後児童会 延長時間		
	必ず保護者等のお迎えが必要		

(5) 負担金および延長保育負担金の減免

減免の適用を受けるには、「放課後児童会負担金減免申請書」の提出が必要です。

◎ 減免申請受付

令和8年度の減免申請は、<u>令和7年12月1日(月)</u>から市役所子育て支援課(本庁2階23番窓口)にて随時受付します。4月当初からの減免適用は、令和8年3月31日(火)までの申請受付分が対象となります。

- ※ 負担金の減免は、毎年申請が必要です。
- ※ 負担金の減免が承認された場合、申請月の翌月からの適用となります(遡及して減免はできません)。

◎ 減免基準と必要書類

減免対象世帯	減免額	必要書類
生活保護法による被保護世帯		生活保護受給証明書
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に 関する法律による支援給付受給世帯	全額	受給証明書
震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、 負担金を納付する能力を失ったと認められる世帯		市町村が発行する罹災証明書等
前年度分の市町村民税 非課税 世帯		不要 ※令和7年1月2日以降に柏原市へ転入
前年度分の市町村民税 均等割のみ課税 世帯 (所得割は非課税)	半額	した場合は前住所地の令和7年度の市 町村民税課税状況が分かる書類が必要

(6) 入会手続き

① 入会までのながれ

ア 4月から入会を希望する場合

申請受付期間	令和7年12月1日(月)~12月26日(金)
	※ 現在通会中の方も 毎年申請が必要です。
	※ 受付期間を過ぎても随時受付は行いますが、受付期間内の申請分を優先して
	審査します。
配布・受付場所	市役所子育で支援課(本庁 2 階 23 番窓口)、通会中・通会希望の放課後児童会、通園・通所中の認定こども園等(認定こども園等は配布のみ行います) ※ 申請書類一式を配布時の封筒に入れてしっかりと封をし、表面に児童氏名を記入したうえで提出してください。
	※ 受付期間以降も引き続き、市役所子育て支援課・放課後児童会で受付します。
入会許可(不許可) 通知	令和8年2月27日(金) に入会許可(不許可)決定通知書発送予定 ※ 各児童会の定員を超えて入会申請がある場合は、それぞれの世帯状況や学年等を総合的に勘案して入会必要度が高いと判断される順に入会決定します(先着順ではありません)。 ※ 負担金を滞納している場合、入会申請は許可できません。 ※ 申請内容が事実と異なることが判明した場合、入会許可を取り消しすることがあります。
通会説明会	日時: 3月21日 (土) 10時~
※新規入会者が対象	場所:各放課後児童会
	※ 必ず出席いただきますようお願いいたします。上記の日時での出席が困難な場合は、必ず事前に放課後児童会までお問い合わせください。
スポーツ安全保険 加入	日時: 3月25日 (水)、26日 (木) 両日ともに9時30分~18時30分場所: 各放課後児童会 ※ 放課後児童会入会に際して必ず手続きを行ってください。
新年度通会開始	4月2日(木) 8時~ ※ 新1年生は原則入学式の翌日からの通会となりますが、 保護者等の送迎があれば4月2日から通会可能です。 ご希望の方は「入学式前通会申込書」(入会許可決定通知書に同封)を放課後児童会に提出してください。

イ 5月以降に入会を希望する場合

申請受付期間	入会希望月の前月 15 日まで (15 日が土・日・祝日の場合は、翌開庁日まで)
配布・受付場所	市役所子育て支援課(本庁 2 階 23 番窓口)、各放課後児童会
入会許可(不許可) 通知	入会希望月の前月22日頃 ※ 入会許可決定後、各放課後児童会において、スポーツ安全保険の加入手続き が必要になります。

※ 入会申請に必要な<u>「入会申請書」、「就労証明書」</u>等の各種様式及び<u>「入会申請書記入例」</u>は、 市ウェブサイト(http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2017011900029/)からダウンロードできます。 下記QRコードからもアクセスできます。



② 入会申請に必要な書類

チェック	必要書類	対象者・留意事項
	柏原市放課後児童会入会申請書	<u>すべての方</u> ※ 児童に特別な配慮が必要な場合は、子育て支援課にご相談ください。
	就労証明書	児童の扶養義務者のうち、【入会基準①】就労している方 ※ 就労先で証明を受けてください(自署は無効)。 ※ 自営の場合、ご自身で証明をしてください。 ※ 自営・自営専従の場合、確定申告書や営業許可証の写し等、個人事業を営んでいることが分かる書類の提出を求める場合があります。 ※ 変則就労の場合、直近3か月分の出勤簿の写しを添付してください。 ※ 通会区分で月~土曜日を選択する場合、土曜日の就労が必要です。
	診断書、身体障がい者手帳・精神保健福 祉手帳・療育手帳等の写し など	児童の扶養義務者のうち、【入会基準②】障害、長期入院又は疾病により、 児童を監護することが困難な方
	被介護者・被看護者の診断書、身体障が い者手帳・介護保険被保険者証・ケアプ ラン等の写し など 介護・看護に係る申立書	児童の扶養義務者のうち、【入会基準③】同居の家族を常時介護又は看護 している方
	就労誓約書	児童の扶養義務者のうち、【入会基準④】求職活動中の方 ※ 求職活動中は3か月間のみの入会となります。入会期間中は毎月末までに求職活動報告書を市役所子育て支援課に提出してください。
	ハローワークカードの写し など	提出がない場合や求職活動の実績が少ない場合、入会期間中に就労 先が決定しない場合は入会許可を取り消します。
	学生証・在学証明書の写し など	
	授業日数・就学時間等が確認できるカリ キュラム等の写し など	児童の扶養義務者のうち、【入会基準⑤】就学中の方
	(共通) 母子手帳の表紙の写し	児童の扶養義務者のうち、【入会基準⑥】出産前後の方
	(産前) 分娩予定日ページの写し (産後) 出生届出済証明ページの写し	※ 出産予定日の6週間前の属する月の初日から、出産日から8週間後の属する月の末日までの入会となります。

※ 申請する児童1人につき1部必要です。きょうだい同時に申請する場合、入会申請書以外は写しでも可。

(7) 入会後の届出等について

次のような場合は、必ず市役所子育て支援課または各放課後児童会まで届出書を提出してください。

届出内容	届出書類
退会 するとき	「放課後児童会退会届出書」
入会基準に該当しなくなった とき	※ 退会を希望する月の末日まで に提出してください。
申請した内容を変更 するとき	「放課後児童会申請事項変更届出書」(要件変更の場合は必要書類も添付)
※ 延長利用の申込、通会区分・住所・氏名・	※ 変更希望する月の前月 15 日まで に提出してください。
家族構成・緊急連絡先の変更など	(15 日が土・日・祝日の場合は、翌開庁日まで)
就労証明の内容が変わるとき	「就労証明書」
※ 就労先、就労時間の変更など	※ 変更後すみやかに 提出してください。
その他の変更	市役所子育て支援課までご相談ください。

問い合わせ先

柏原市子育て支援課(本庁 2 階 23 番窓口) 電話: 072-971-0042